

保存版

エコロ共済 ガイドブック

エコロ共済は組合員どうしの困ったときの「たすけあい」のしくみです
みんなが安心して暮らせる関係性をつくり、地域へ広げていきましょう



生活クラブ生活協同組合(愛知)

2024年10月発行

このガイドブックは個人保存版です。
次の改定まで大切に保管してください。

生活クラブホームページ➡➡

申請用紙(Word版・PDF版)はこちら
エコロ共済のweb申請はこちらから



目次

頁

| | |
|-----------------------------|-----|
| 【1】目次 | 1 |
| 【2】エコロ共済 どんなとき、何のケアが使えるの？ | 2 |
| 【3】エコロ共済制度とは | 3 |
| ①たすけあいをしくみに | |
| ②設立当初からの思い | |
| 【4】エコロ共済の100円を使って | 5 |
| ①毎月の掛金100円 | |
| ②エコロ講座とは | |
| ③アソシエーション政策とは | |
| ④エコロクラブとは | |
| ⑤登録班とは | |
| ⑥防災コミュニティとは | |
| 【5】エコロ共済について | 7 |
| ①エコロ共済の手続き | |
| ②エコロ共済で使う用語について | |
| ③エコロ共済の使い方 | |
| ④申請から給付の流れ | |
| ⑤ケアを頼める人がいないとき | |
| ⑥エンジェルズとは | |
| ⑦気持ちよくたすけあうために | |
| 【6】保障一覧 | 11 |
| ①組合員活動保障 | |
| ②共同購入活動保障 | |
| ③生活保障 | |
| ④健康推進・出産祝・節目記念 | |
| 【7】エコびよん託児の利用方法 | 21 |
| 【8】給付申請書類 | 24 |
| 【9】エコロ共済加入申込書/エンジェルズエントリー用紙 | 30 |
| 【10】生活クラブエコロ共済制度規約/細則 | 31 |
| 【11】協同組合のアイデンティティに関するICA声明 | 34 |
| 【12】生活クラブ福祉・たすけあい8原則/連絡先 | 裏表紙 |





どんなとき、何のケアが使えるの？

-こんな事例はこのケアで-

| どんなとき | 事例 | 事由 | No | 頁 |
|-----------------------|----------------------------|---------------|-----|-------|
| 子育て中 | 学校行事に参加するために託児を頼みたい | 生活保障 | 5 | 17 |
| | リフレッシュのために託児を頼みたい | 生活保障 | 6 | 18 |
| | 自分の体調がわるい時に託児を頼みたい | 生活保障 | 2 | 16 |
| | 生活クラブの会議や企画に参加するために託児を頼みたい | 組合員活動保障 | 1 | 11 |
| | 出産前後で上の子をみてほしい | 生活保障 | 1 | 16 |
| 自分や家族の体調がわるいとき | 通院や入院時の付添いを頼みたい | 生活保障 | 2、3 | 16 |
| | かんたんな家事を頼みたい | 生活保障 | | |
| | 子どもの面倒をみてもらいたい | 生活保障 | | |
| | 出産前後の通院や入院時のつきそいを頼みたい | 生活保障 | 1 | |
| 高齢の人、障がいを持つ人・介護が必要なとき | 消費材(配達品)を届けてもらいたい | 共同購入活動保障 | 4-1 | 14 |
| | 消費材の注文を手伝ってほしい | 共同購入活動保障 | 5 | 15 |
| | 介護中の家族の見守りをお願いしたい | 生活保障 | 3、6 | 16、18 |
| | インターネット注文の登録の操作を教えてください | 共同購入活動保障 | 5 | 15 |
| 新しく組合員になったとき | 消費材の注文を手伝ってほしい | 共同購入活動保障 | 5 | 15 |
| | 配達時の保冷容器を注文した | 共同購入活動保障 | 6 | 15 |
| 突然のできごとで困ったとき | 日常生活の困ったときに手助けがほしい | 生活保障 | 7 | 18 |
| | 葬儀に出席するため手助けがほしい | 生活保障 | 4 | 17 |
| | 住宅災害が起きたときに手伝ってほしい | 生活保障 | 8 | 19 |
| 共同購入で困ったとき | 留守や体調不良で配達品の預かりやお届けをお願いしたい | 共同購入活動保障 | 4-1 | 14 |
| 生活クラブの活動中で困ったとき | 企画(イベント)のとき、車に同乗して参加した | 組合員活動保障 | 2 | 11 |
| | 活動中にケガをした | 組合員活動保障 | 4 | 12 |
| | 活動中に延長保育を頼んだ | 組合員活動保障 | 1 | 11 |
| 共同購入で困ったとき | 受取りのとき、消費材を破損した | 共同購入活動保障 | 1 | 13 |
| | 受取りのとき、配達品が紛失していた | 共同購入活動保障 | 1 | |
| 共同購入をはじめるとき | 生活クラブの保冷容器を購入した | 共同購入活動保障 | 6 | 15 |
| 健康診断を受けたとき | | 健康推進・出産祝・節目記念 | 1 | 20 |
| 出産したとき | | 健康推進・出産祝・節目記念 | 2 | |
| エコロ共済に加入して15年が経ったとき | | 健康推進・出産祝・節目記念 | 3 | |



エコロ共済制度とは

エコロ共済は、生活クラブ独自のたすけあいの共済制度です。

エコロ共済に加入するということは、毎月 100 円の掛金で、生活クラブの組合員相互の「たすけあいのしくみづくり」「ゆたかな地域づくり」に参加するということです。

みんながエコロ共済に加入することで、安心して組合員活動ができることになり、そのことがよりよい消費材づくりへとつながります。そして、多くの組合員の参加で、地域に必要なものを生み出し、誰もが自分らしく暮らし続けることのできる地域をつくることができます。

ひとつひとつの「思い」の実現に向け、エコロ共済制度を道具に生活クラブ運動を広めていきましょう。

たすけあいをしくみに

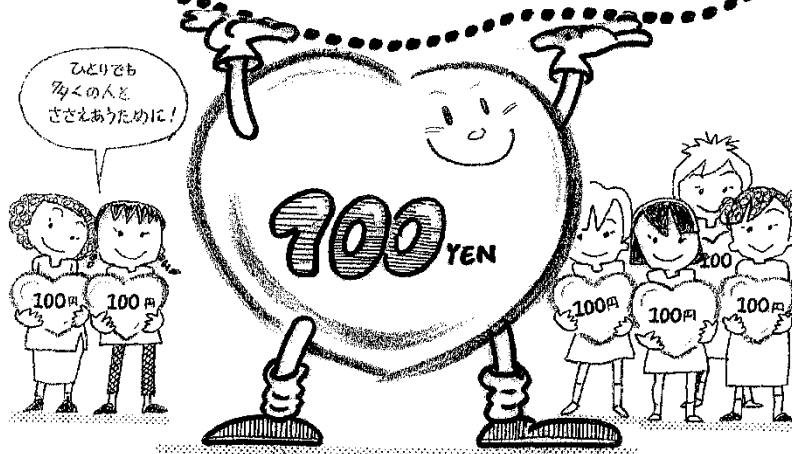
エコロ共済

“身近な何気ない「たすけあい」をしくみにしたい”から生まれた、エコロ共済。

エコロ共済で支払われるもの、受け取れるものは報酬ではなく、たくさんの「ありがとう」と「がんばろう」の詰まった、あたたかいメッセージです。

困った時に「手伝って」と言える関係を身近なところで広げて、安心な暮らしをみんなで作っていきましょう。

エコロ共済はそれを応援しています。





エコロ共済制度とは

エコロ

「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。

「気軽にケアをしましょう」という気持ちを表現しています。



エコぴょん

困ったときに手をさしのべあい、たすけあうという想いがこめられています。

一見、かわいいウサギに見えますが逆さにすると両手が図案化されていることがわかります。

今の暮らしに、エコロ共済を使うことで、様々なたすけあいを広げていきましょう。



エコロ共済、設立当初からの思い

1997年度の総代会でエコロ共済の導入を決定。2000年度の4月から制度をスタートしました。

これは、1999年5月に単協機関紙ASKに掲載された「エコロ共済制度の基本方針」です。

| |
|--|
| <p>めざすもの（理念）</p> <p>一、組合員活動に参加しやすくする</p> <p>班での共同購入活動を支え、組合員が主人公としていきいきと活動に参加できるようなきっかけづくり</p> <p>二、日常生活の中でのたすけあいを一歩すすめる</p> <p>困ったときに組合員どうしが支えあう</p> <p>「たすけあいの共同購入」</p> <p>三、生活クラブの共済で培ったたすけあいの関係を身近な班から地域へ育てていこう</p> <p>また、地域での豊かな人間関係づくりに生かしていこう</p> |
|--|

地域の助けあいの仲間への
はじめの一歩を踏み出します

毎月の掛金 100円

掛金のうち80円

共済ケア金の給付。

エコロ講座の講師料等。

アソシエーション政策の推進（エコロクラブ補助、登録班補助、防災コミュニティ補助）。

事務経費等。

掛金のうち20円

生活クラブ地域福祉政策推進基金エコロファンド（通称：エコロファンドあいち）として積み立て、生活クラブ愛知の地域福祉政策「まちづくり・居場所づくり」に基づいて行う活動や事業に助成することで、地域に必要なものを生み出します。

エッコロ講座、とは

エコロ講座は、エコロ共済加入者なら誰もが無料で参加できるつながりつくりの場です。

健康、美容、生活、文化、教養をテーマに多数の講座があります。

受講の機会を通じて、たすけあえる関係性を広げていくことを目的にしています。

講座の講師料をエコロ共済から拠出します。

詳しくはこちらから▶

「生活クラブ愛知」公式サイト▶▶



アソシエーション政策、とは

アソシエーションは、エコロクラブ、登録班、防災コミュニティなど、任意で自主的な集まりのことです。多様で豊かなコミュニティは、組合員の参加を広げ組合員同士のつながり、たすけあいの関係性を強めます。

多様なコミュニティが多軸重層につながりあうことで、たすけあい、ささえあいの輪を地域に広げていくことができます。

エッコロクラブ、とは

エコロクラブは、共通の趣味や関心事で自主的に集まるエコロ共済加入組合員の集まりです。地域の組合員同士のつながり、たすけあいの関係づくりを広げることが目的としています。エコロ共済加入組合員が4人以上で結成でき、年間5000円をエコロ共済から補助しています。

登録班、とは

地域の組合員同士のつながり、たすけあいの関係づくりを広げることが目的としています。組合員が4人以上で結成でき、単協やエリアから届く諮問に対しモニター班会を開催する際のお茶菓子代上限1000円を、エコロ共済から補助しています。

防災コミュニティ、とは

防災コミュニティは、共通の趣味や関心事ではなく、一定の範囲に居住している組合員同士で形成します。代表者を設定し、定期的に緊急時受取訓練や、防災コミュニティ会をするなど工夫しながら進めます。「防災」をキーワードに、地域の組合員同士のつながり、たすけあいの関係づくりを広げることが目的としています。何かあった時にたすけあえる地域を形成するものです。緊急時受取訓練で使用する消費材代や、防災コミュニティ会の開催費上限2,000円を、エコロ共済から補助しています。2024年9月現在、実験活動中です。今後、時間をかけて活動の実態づくりを進め、実験登録、組合員の制度への理解・合意形成が一定広がった段階で制度詳細を固めます。



エコロ共済の手続き

加 入

- 加入手続き 生活クラブ加入時もしくは、それ以降もエコロ共済に随時、加入できます。
(P30に加入申込書)
- 掛金 月額100円です。うち20円をエコロファンドあいちに基金として積み立てます。
(初回のみ掛金200円〈掛金前払いのため〉)
その後、毎月の共同購入代金と一緒に翌月分の掛け金を引落します。
- 効力の開始 加入申込書が受理された翌日より効力が発生します。
(生協加入待機者は組合員活動部分のみ翌日から対象)
- 効力の失効 共済掛金の払い込みが3回以上連続して確認できなかった場合、長期の休会等、効力が失効します。

解 約

- 解約 生活クラブ生協を脱退する時は、エコロ共済も自動的に解約されます。
毎年2月末までに受付けをした任意解約が、年度替わりの4月からの解約となります。



エコロ共済で使う用語について

| | |
|---------------|---|
| 組合員活動 | 班会、チラシ配布、展示即売会、説明会、コミュニティ会議、委員会等への出席、学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催の行事や生協運営に関わる活動に参加すること。 |
| ケア | 気張らずさりげなく、困っている人へのほんのちょっとしたお手伝い。介護や看護は含みません。 |
| ケア者 | お世話をする人。共済加入者であれば誰でもなれます。 |
| ケア金 | お世話になったお礼として、ケア者に支払われる共済金。共済加入者みんなからのありがたいの気持ち。労働の対価ではありません。 |
| ケア時間 | ケア者が自宅を出た時から帰宅するまでの時間。正確なケア時間の記入が必要です。 |
| 共済事由 | 共済制度を必要とする実際に起こった事柄。 |
| 共済発効日 | 事務局が加入用紙を受理した翌日より発効し、保障が開始されます。 |
| 家族の定義 | 同居する親族と別居の2親等以内の親族（親・子・配偶者・祖父母・孫・兄弟姉妹）とします。（家族が亡くなったときのケアの「家族」は、3親等以内の親族（曾祖父母・伯父伯母・叔父叔母・曾孫）まで対象。） |
| 不慮の事故 | 急激かつ外因による事故。（詳しくは細則第4条を参照） |
| 在宅療養 | 家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態をいいます。 |
| エコぴょん託児（集団託児） | エリア・コミュニティで行なう会議・学習会などの際の、1人以上の子どもの託児をいいます。活動に近い場所で行います。 |
| エンジェルズ（支援ケア者） | 困ったときの手助けが必要な方への寄り添いを目的とした、サポートグループおよび個人登録ケア者。エコロ共済の範囲でケアを行います。 |
| コーディネーター | エコぴょん託児の託児グループ、およびエンジェルズには、コーディネーター役をおこなっています。 |



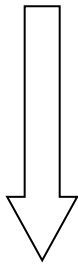
エコロ共済の使い方

暮らしの中での困った！ **生活保障（16～19ページ）**

共同購入、企画参加など、活動中の困った！ **組合員活動保障（11～12ページ）**

自分でケアを頼める人がいる

ケアを頼める人がいない



福祉たすけあい推進課に連絡
☎052-899-0770



ケア実施（事由発生）

ケア者が見つからない場合はケア不成立



申請から給付の流れ

給付申請

申請は依頼者（ケアを受けた人）が、申請用紙・またはインターネットのフォームより申請します。
（エコびよん託児（集団託児）、エンジェルスオンラインサポートは利用したケア者が申請します）



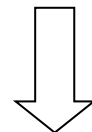
申請書を提出

事由発生、ケア実施後1か月をめやすにセンターに提出
破損・盗難は3日以内にセンターに必ず連絡



審査以外

当月25日に締め切り



給付申請は

- ①ガイドブックをコピー、または
- ②各項目のQRコードの申請フォームより申請

申請書の提出は

- ①配達便、または
- ②FAX（052-899-0802）で事務局に提出



審査

地域福祉委員会で給付の可否判断



給付

給付金は翌月26日集金引落代金で相殺。給付通知書、共同購入利用明細書に記載されます





ケアを頼める人がいないとき

ケア者をコーディネートする機能「エンジェルズ」を使い、ケア者を紹介します。

ケアの依頼は、▼生活クラブ愛知・本部（福祉たすけあい推進課）までご連絡ください。

TEL : 052-899-0770

FAX : 052-899-0802

※エコロ共済の「たすけあい」は、ケア依頼者とケア者の同意を以て成立します。

組合員からの「ケアをお願いできる知り合いがない…」という声が増えてきたため、ケア依頼者とケア者をつなぐ「エンジェルズ」が生まれました。



エンジェルズ、とは

エンジェルズは、同じ地域にクラス「困ったときに手伝ってくれる」組合員のグループ（または個人）であり、「困っている人」と「お手伝いできる人」をコーディネートする機能のことです。

エンジェルズで紹介する「ケア者」は、資格をもった専門家ではなく同じエコロ共済加入組合員です。

※「エンジェルズ」に興味のある方は、P30の「エンジェルズ・エントリー用紙」を提出、または生活クラブ愛知・本部（福祉たすけあい推進課：052-899-0770）までご連絡ください。

給付金額

| 内容 | 給付金額 | だれが申請 |
|-------------------|-----------------|---------------|
| エンジェルズによるケアの給付金 | 通常の給付金 + 300円 | 依頼者が申請 |
| エンジェルズのコーディネーター料 | 1コーディネートにつき300円 | エンジェルズのケア者が申請 |
| オンラインを利用したケア・サポート | ケア者1人につき 200円 | |

※オンラインを利用したケアの例

- 例：①依頼者とケア者の面談の打合せ
 ②依頼者がちょっと話を聞いてほしい…
 ③エンジェルズ主催の子育て世代の集会



エコロ共済で気持ちよくたすけあうには…

■ケアのルール

エコロ共済加入者どうしであれば、誰でもいつでもケアを受けたり、ケアをすることができます。
ケアする人の人数、時間などは、制度の保障の範囲内で自由です。

①ケアを受けるときの注意

- ・ケアしてくれる人への感謝の気持ちを忘れずに。
- ・あくまで厚意によるボランティアです。お互いの立場を思い合ってたすけあいを進めましょう。いつか「次は、私がだれかをケアする番」と考えましょう。
- ・ケアしてくれる人に、して欲しいことの内容を伝え、ケア内容・時間・場所をよく打ち合わせて下さい。
- ・アレルギーや持病などの注意事項は前もって伝えておきましょう。
- ・ケア終了後、速やかに申請書を提出して下さい。

②ケアをするときの注意

- ・ケアを受ける人の立場を思いやり、尊重し、やさしい心で接しましょう。
- ・依頼者のプライバシーを必ず守りましょう。
- ・ケアの内容、時間などを記録しておきましょう。
- ・無理をせず、自分が普通にできることを引き受けましょう。
- ・万一、エコロのケア中に事故があった場合には、▼「ケア者保障保険」が適用されます。

■ケア者保障保険

エコロ共済に定められているすべてのケアについて適用されます。

☆この保険はケア者を守るため、ケア者が出かけてからケアを終え帰宅するまでの間を保障します。

☆事故が発生したら、速やかに本部事務局へ連絡して下さい。電話052-899-0770

☆ケアに自動車が使われた場合の自動車事故は対象になりません。

保障内容

| | | |
|-----------------|---|-----------------------|
| 傷害保険 (ケア者本人) | 死亡 300 万円 入院 3,000 円/日(180 日間)・通院 2,000 円/日(90 日間) | ケア者がケア中にケガをした場合 |
| 賠償責任保険 | 対人 10,000 万円/1 名 対物 10,000 万円/1 事故 | ケア者がケガをさせたり他人の物を壊した場合 |


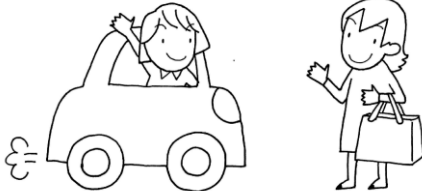



<参考>生活クラブでは、「行事保険」に加入しています。

生協主催行事や生協運営にかかわる諸活動(配達荷受は除く)に参加する組合員が、偶発の事故によりケガをした場合の補償と、主催者である生協が参加中の組合員および第三者に対して法律上の賠償責任を負担することによって被った損害への補償をする制度です。
事由が発生したら、速やかに本部事務局へ連絡して下さい。





組合員活動保障

| 事由 | 1 組合員活動を支えるためのケア | 2 組合員活動のため車を乗り合わせてきたときのケア | 3 エコぴよん託児(集団託児) |
|------|--|---|---|
| |  |  |  <p>※エコぴよん託児の利用方法は21頁を参照</p> |
| 事象 | 組合員活動時に託児等のケアをしてもらったとき | 組合員活動に参加するため、車で一緒に乗り合わせてきたとき | 組合員活動時にエコぴよん託児(集団託児)を利用したとき |
| 保障内容 | <p>・ケア金 1ケア 2時間まで 600円 2時間超 800円</p> <p>※委員会活動に限り、幼稚園・保育園の延長保育も対象(委員本人が活動時間を調整できない会議、および委員会主催で一斉に行う企画等) 延長保育は600円までの実費</p> | <p>・ケア金 1ケア 片道 200円 往復 400円</p> | <p>・ケア金 ケア者1人につき 2時間まで 1200円 3時間まで 1800円</p> <p>※ケア者が会場到着後に託児がキャンセルされた場合は600円をケア金として保障</p> <p>+ 交通費</p> <p>・コーディネーター料…300円/回 ※ケア者の決定後のキャンセル時も保障</p> |
| ケア内容 | 託児 (託児の場合は、小学6年生以下)子ども・高齢者等の家族の世話、家事援助 | <p>・組合員活動の際、自宅と会場間を車で乗り合わせてきたときの送迎 (申請用紙に主催者の名前、会議名、企画名、会場名を記入)</p> | <p>・託児グループに登録したケア者による託児 ・託児対象年齢は小学2年生以下</p> |
| 限度 | 生活クラブ加入待機中で、エコロ共済加入の方は保障 | | |
| 補足 | <p>・兄弟の託児は1ケアと扱います。 ・障がいを持っている人が活動(委員会活動・学習会活動等)に参加するときの付き添いも含まれます。 ・消費材の荷受け、通常の班会は除く</p> | <p>・家族間の乗り合わせは対象外 ・複数で一緒に車で乗り合わせた場合は、代表で1人が申請し、1ケアと扱います ・単協及びエリア主催の会議・企画が対象 ・陽だまりカレッジ、エコロクラブ主催企画は対象外 ・車両事故時の保障は車の保険を使用となります</p> | <p>・エコロ共済未加入者が託児当日加入した場合も可 ただし、事前の託児予約が必要 ・ケアは単協やエリアで事前に認められた組合員活動を対象とします ・主たる保護者である場合、孫は子どもに準じるものとします</p> |
| 提出書類 | <p>申請書 A-1 (WEB 申請不可) ※延長保育時の申請の場合は、活動を証明できる委員長との証明と金額の証明書が必要</p> | <p>申請書 A-2</p> | <p>★申請書 A-3(WEB 申請不可) 託児会場代の領収書等、支払金額が明記された書類(コピー可) ※託児ケア者が使用する申請書</p> |




組合員活動保障

| 事由 | 4 活動中の事故で負傷したときの保障とケア | 5-1 5-2 活動中の自家用車・バイク・自転車の自損事故・盗難の補償 | | | | |
|-------|--|---|-------|----------|-----|----------|
| |  |  | | | | |
| 事象 | 組合員活動中に負傷(同行の家族も対象)したとき ①入院もしくは、在宅療養にかかった治療費 ②ケアしてもらったとき | 組合員活動中に自家用車、バイク、自転車が ①自損事故を起こしたとき ②盗難にあったとき | | | | |
| 保障内容 | ① 治療費実費 ② ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 | 修理費、買い換え費用にかかった実費 | | | | |
| ケア内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 | | | | | |
| 限度 | ケア金と治療費実費あわせて、 1事由/50,000円限度 | 1事由 <table border="1" data-bbox="866 1346 1458 1417"> <tr> <td>車・バイク</td> <td>5,000円程度</td> </tr> <tr> <td>自転車</td> <td>3,000円程度</td> </tr> </table> | 車・バイク | 5,000円程度 | 自転車 | 3,000円程度 |
| 車・バイク | 5,000円程度 | | | | | |
| 自転車 | 3,000円程度 | | | | | |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> ・消費材の受取りの行き帰りの事故は含みません。 ・事故が発生した場合は、すみやかにセンターへ連絡してください ・活動主催者の証明が必要 (申請書証明欄) ・保障対象は、事故発生より10日以内に医療機関に受診を開始したものとします ・組合員同士であっても家族間のケアは対象外 | <ul style="list-style-type: none"> ・活動主催者の証明が必要 ・消費材の受取の行き帰りの事故は含みません ・保険使用の場合は対象外 | | | | |
| 提出書類 | ★申請書 A-4 (WEB 申請不可) 医療機関発行の治療費領収書 (コピー可) ※申請書は取り寄せ | ★申請書 A-5 (WEB 申請不可) 修理費明細書、または新規購入の領収書 盗難の場合、警察署の盗難受理番号 ※申請書は取り寄せ | | | | |





共同購入活動保障

| 事由 | 1 消費材の破損・盗難の補償 | 2 荷受場所での消費材の破損の後始末の補償 | 3 共同購入備品の破損・盗難の補償 |
|-------------|---|---|--|
| |  |  |  |
| 事象 | 消費材が ①破損したとき (家族受取時も含む) ②盗難にあったとき (配達当日の午後9時までの発見) | 荷受場所で消費材を破損(家族受取り時も含む)させ、後始末を行ったとき | 生活クラブで購入した受取容器を、事故による破損や盗難により、再度購入したとき |
| 保障内容 | <ul style="list-style-type: none"> 被害実額 (1000円以上、税込) 班値引きありの時は値引き後の金額 | <ul style="list-style-type: none"> 荷受先組合員に対し1回300円を給付 | <ul style="list-style-type: none"> 再購入した同一の容器購入代金。 班の場合:購入代金×班加入率分を補償額とします。 ※班加入率＝ $\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$ |
| 限度 | <ul style="list-style-type: none"> 1事由/50,000円限度 1人年3回まで | <ul style="list-style-type: none"> 年3回まで | <ul style="list-style-type: none"> 1事由/10,000円限度 同一品/年1回まで |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> 破損は自宅玄関の中に入れるまでの破損です(ただし個配で、玄関内で消費材を受け渡す場合は、受け渡し中のみ保障する)。盗難は荷受場所での盗難です(班の場合は他の組合員の取間違いの有無確認が必要) 共同購入班は、配達翌日の荷受場所整理中の破損も含みます 特定できない人や動物による被害も含みます 破損とは、使用に耐えないものとします 「盗難は3日以内」「破損は原則3日以内」にセンターへの連絡が必要(土日、休日をまたぐときは、その翌日まで) ドライアイスの不備、取り忘れによる解凍事故は保障の対象外です。 再発防止のための対策を記入してください | <ul style="list-style-type: none"> 荷受先組合員、および、破損させた組合員、どちらもエコロ共済加入者に限ります 破損が発生し水道で掃除したときなど、荷受先組合員に対する保障 申請は、汚した人など荷受場所以外の組合員が行います 破損は事故破損の場合のみです。動物の被害は対象外(人為的被害のみ対象) 班での購入品が対象となります。 荷受け宅組合員本人は対象外です | <ul style="list-style-type: none"> 生活クラブの斡旋した受取容器に限ります (個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等) 破損は事故破損の場合のみです。(老朽化による劣化破損は対象外) 同一品がすでになくなっていない場合や、価格改定している場合は、同一規格と同等レベルの購入代金を補償。同等よりもレベルアップ品を購入する場合は、元々の購入費用分のみを補償。 |
| 提出書類 | 申請書 B-1 配達伝票または集金明細表 (コピー可) | 申請書 B-1 | ★申請書 B-3※申請書は取り寄せ 新しく購入した備品の集金明細または集金照合表のコピー |





共同購入活動保障

| 事由 | 4-1 消費材配達ケア | 4-2 日常的に受取困難な人への共同購入配達ケア |
|------|---|--|
| |  |  |
| 事象 | 消費材を預かってもらったり、配達のケアを受けたとき | 日常的に受け取りが困難なために、継続的に配達のケアを受けたとき |
| 保障内容 | ・ケア金 1回400円 | ・ケア金 1回300円 |
| ケア内容 | <p>・以下の理由で受取困難な時の消費材の預り・配達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)加入者本人の組合員活動中 2)加入者本人・家族の療養、本人の出産 (妊娠から子ども1歳未満まで) 3)加入者の家族の葬儀・葬儀後 (2週間) 4)加入者の住宅災害時 (生活保障3で対象とする災害時) 5)消費材の受取り困難時 (帰省や旅行・仕事など。ヘア個配や班荷受での取り忘れ時) <p>※ 5)は年3回までが限度</p> | <p>・以下の理由で受取困難な時の消費材の預り・配達</p> <ol style="list-style-type: none"> 1)加入者本人が家族の介護を行うとき 2)加入者本人がハンディキャップ(障がい・慢性疾患)があるとき 3)加入者本人が高齢(65歳以上)であるとき |
| 限度 | <p>年間12,000円 (4月～翌年3月分)</p> <p>2)の出産時は妊娠から子ども1才未満までの期間)</p> | 4-1とあわせて、年間15,000円 (4月～翌年3月分) |
| 補足 | <p>・事由により受取困難となり手助けが必要な時のケア</p> <p>・家族で受取りできるときは、家族で行います。</p> | <p>・事由により日常的に受取困難となり手助けが必要な時のケア</p> <p>・個別配送が開始になっていない地域で、運転免許の返納、持病の悪化により外出困難など、荷受に出かけることが病気や高齢などで困難になった時</p> |
| 提出書類 | 申請書 B-2 | |






共同購入活動保障

| | | |
|------|--|---|
| 事由 | 5 手助けが必要な加入者への消費材申込みサポートケア | 6 個配組合員スタート時・新班結成時の受取容器代補助 |
| |  |  |
| 事象 | 消費材の申込みサポートを受けたとき | 個別配送スタート時、新班結成時に、受取容器を購入したとき |
| 保障内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 1回300円 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活クラブ幹旋の受取容器を購入した場合に補助 個配…代金の半額 班 …2,000円×班加入率 |
| ケア内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者(65歳以上)や障がい、ハンディキャップのある加入者が手助けが必要で、共同購入品の申込みを代行してもらった場合 ・カタログを読むのが難しいときに、申込みの手助けをしてもらった場合 ・新加入者が注文方法を教えてもらったとき ・例) カタログやチラシを読んでもらう 注文用紙に記入してもらう インターネット注文をしてもらう 注文の仕方を説明してもらう | |
| 限度 | <p>年間限度額 12,000円 (4月～翌年3月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新加入者は、加入から2ヶ月以内に3回まで | <ul style="list-style-type: none"> ・班 上限2,000円(税別) ・個配上限500円(税別) |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> ・新加入者のサポートは、組合員活動時以外の自宅を訪問等してケアした場合 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請は個配・班開始6ヵ月以内の組合員に限ります。 ・生活クラブの幹旋した受取容器に限ります。(個配用シッパー、牛乳ストッカー、冷凍冷蔵用ストッカー、留守宅カバー等) ・班加入率 = $\frac{\text{班のエッコロ共済加入者数}}{\text{班人数}}$ |
| 提出書類 | 申請書 B-2 | <p>★申請書 B-3</p> <p>※申請書は取り寄せ</p> |





生活保障

| 事由 | 1 加入者本人の出産前後のケア | 2 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときのケア | 3 家族の入院・在宅療養または、介護で付添い・介助するときの加入者へのケア |
|------|--|--|--|
| |  |  |  |
| 事象 | 本人が出産前後の療養中に、ケアをしてもらったとき | 本人が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したときに、ケアをしてもらったとき | ①家族が不慮の事故や病気で入院や在宅療養したり、家族の付き添いや介助などをするため、家族のためにケアをしてもらった ②家族の介護をしている時に、家族のためにケアをしてもらった |
| 保障内容 | ・ケア金 2時間まで600円 2時間超 800円 | | |
| ケア内容 | ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 | ・入院時の準備・付き添い ・通院時の付き添い ・家族の世話等の家事援助 | ・家族の世話等の家事援助 |
| 限度 | 妊娠から子ども1歳未満までの合計で16,000円 | 生活保障(事由1出産前後のケア以外)の年間の合計で16,000円(4月～翌年3月分) | |
| 補足 | ・ケア期間は、出産前から子どもが1歳未満まで | ・ケア者1人あたり1日800円が上限 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。 | |
| 提出書類 | <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">申請書 C-1</div> | | |





生活保障

| | | |
|------|--|---|
| 事由 | 4 家族が亡くなったときの加入者へのケア 葬儀に出席するときの加入者へのケア | 5 学校(保育園・幼稚園を含む)の活動に 参加するためのケア |
| |  |  |
| 事象 | ①家族が亡くなり葬儀を行うときに、家族のためにケアをもらった ②葬儀・告別式・通夜に出席する際に、家族のためにケアをもらった | 学校(幼稚園・保育園含む)の活動に参加するため、 託児ケアをもらったとき |
| 保障内容 | ・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 | ・ケア金 2時間まで 600円 2時間超 800円 ・年8回まで |
| ケア内容 | ・家族の世話等の家事援助 | ・託児 (託児の対象は小学6年生まで) |
| 限度 | 生活保障(事由1 出産前後のケア以外)の年間の合計で16,000円 (4月～翌年3月分) | |
| 補足 | ・ケア期間は、事由発生後2週間 ・葬儀に関する家族の範囲は、同居する家族、または別居の3親等以内の親族とします。 行事・儀式そのものの手伝いは保障対象外 | ・活動の対象は学校行事全般に適用 (草取りなども含む) |
| 提出書類 | 申請書 C-1 | |





生活保障

| 事由 | 6 リフレッシュケア | 7 日常生活上、困ったときのサポートケア |
|------|---|--|
| |  |  |
| 事象 | <ul style="list-style-type: none"> ・本人がリフレッシュしたとき <ol style="list-style-type: none"> ①子育て中 ②介護中 ③ハンディキャップのある家族を介助中 ・ハンディキャップをもつ本人が、介助によりリフレッシュしたとき | 暮らしの中でちょっと困ったとき |
| 保障内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 <ul style="list-style-type: none"> 2時間まで600円 2時間超 800円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア金（1ケア） <ul style="list-style-type: none"> 2時間まで600円 2時間超 800円 |
| ケア内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・託児(小学6年生まで) ・介護の必要な家族の見守り ・ハンディキャップを持つ家族の見守り ・ハンディキャップを持つ本人のリフレッシュのための介助 | <ul style="list-style-type: none"> ・買い物サポート、ゴミ出し、重いものの移動、植木の水やり、幼稚園・保育園への送迎（徒歩で行ける範囲）、通院等外出付き添い、電球付け替えなど |
| 限度 | 生活保障(事由1出産前後ケア以外)の年間の合計で16,000円(4月～翌年3月分) ・年12回まで | 生活保障(事由1出産前後のケア以外)の年間の合計で16,000円(4月～翌年3月分) |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア・仕事を理由とした時も対象 ※理由は何でもOKですが申請書に記入して下さい <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・ケア者1人あたり1日800円が上限です。 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア者1人当たり1日800円が上限 ・ケア時間は、ケア者の負担を考え、できるだけ3時間までにしましょう ・申請対象者は子育て中、介護中、ハンディキャップ、65歳以上が該当 |
| 提出書類 | 申請書 C-1 | 申請書 C-1 |






生活保障

| 事由 | 8 加入者の住宅災害時のケア | 9 オンラインを利用したケア・サポート |
|------|--|---|
| |  |  |
| 事象 | 居住する住宅が災害にあい、ケアをもらったとき | エンジェルズがオンライン（Zoom、LINE など）を利用してケア・サポートしたとき |
| 保障内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア金（1ケア） 2時間まで600円 2時間超 800円 | <ul style="list-style-type: none"> ・ケア金 200円（ケア者1人につき） |
| ケア内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・後片付け、家事援助、家族の世話、託児 | <ul style="list-style-type: none"> ①依頼者とエンジェルズの面談や打合せ ②話をする ③エンジェルズ主催の子育て世代の集会 |
| 限度 | 生活保障（事由1出産前後のケア以外）の年間の合計で16,000円（4月～翌年3月分） | |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入者の居住する住宅に限ります。 ※消費材の預り・配達の場合は、共同購入活動保障4で申請してください。 | <ul style="list-style-type: none"> ・申請書はエンジェルズが提出 ①～③は30分程度とする |
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"> ★申請書 C-2 ※申請書は取り寄せ | <ul style="list-style-type: none"> ★申請書 C-4 ※申請書は取り寄せ |



健康推進・出産祝・節目記念

| 事由 | 1 がん検診・健康診断を受けたときの補助 | 2 出産祝 | 3 節目記念 |
|------|---|--|---|
| |  |  |  |
| 事象 | がん検診・健康診断を受けたとき | 出産したとき | エコロ共済に加入 15 年目となったとき |
| 保障内容 | <ul style="list-style-type: none"> 自己負担額の補助 | <ul style="list-style-type: none"> 出産祝 石けんセット、木のおもちゃ (2,000円相当) | <ul style="list-style-type: none"> 節目記念 500円程度の消費材 |
| ケア内容 | | | |
| 限度 | 600円まで年1回限り (4月～翌年3月分) | | |
| 補足 | <ul style="list-style-type: none"> 年度の申請期限は5/31までです。 健康保険適用の場合は対象外です。 (例：歯科定期検診や観察中の定期検診) | <ul style="list-style-type: none"> 出産祝いセットの消費材内容 洗濯用液体せっけん、固型石けん、木のおもちゃ 出産時にエコロ共済に加入していることが条件です。 申請期限は1歳の誕生日の前日まで | <ul style="list-style-type: none"> 節目記念内容 500円程度の消費材 (消費材は年度ごとに単協地域福祉委員会で決定) 節目記念の該当者へは毎年11月ごろに申請書を配布し、申請書を提出した人へ給付 年度の申請期限は原則3/31まで |
| 提出書類 | 申請書 C-5 医療機関発行の領収証・レシート等の支払金額の証明書類 (コピー可) | 申請書 C-5 | ★申請書 C-6 対象者へ手紙と申請書を配布します |



エコぴょん託児の利用方法（行事を主催するとき）

エコぴょん託児とは？

- ・エリアやコミュニティで行う会議、学習会などの際の子どもを託児する場合で、活動に近い場所で行います。
- ・コーディネーターを通じ、主催者が託児グループに依頼します。
- ・申請はケア代表者が一括して行います。
- ・ケア金はケア者に直接給付されます。

事前の準備

<主催者>

- 託児を必要とする組合員名・組合員コード、子どもの名前、年齢・性別・エコロ共済の加入の有無、アレルギーなどの注意事項を把握する。
- 託児希望のエッコロ共済未加入者には、当日加入でケアが受けられることを説明する。
- 把握した人数・名前・注意事項をコーディネーターに伝え、託児を依頼する。
- 託児依頼者に「託児についてお願い」（当日の持ち物・注意事項・主催者連絡先など）を連絡し、「エコぴょん託児受付票」を当日持参してもらうよう連絡する。
- 託児場所を確保し、託児に必要な物をコーディネーターと相談し準備する。
- キャンセルの連絡を受けたら、コーディネーターに連絡する。
- キャンセル等の場合の連絡先をコーディネーターと相談して決めておく。

<コーディネーター>

- 主催者からの託児依頼を受け、子どもの年齢、人数に応じ、託児グループ登録の託児ケア者にケア依頼する。
- 主催者に託児ケア者を連絡する。
- キャンセルの連絡を受けたら、必要なケア者の調整をして託児ケア者に連絡する。
- 当日の託児ケア代表者を決めておく。

当日の進め方

<主催者>

- 当日は、託児ケア者とあいさつし、何かあったときの連絡先をお互いに確認する。
- キャンセルの連絡を受けたら、コーディネーターまたは託児ケア者に連絡する。連絡先を決めておく。
- 託児ケア代表者が記入した申請用紙に署名し、センターに提出する。

<コーディネーター>

- キャンセルの連絡を受けたら、託児ケア者に連絡する。

<託児ケア者>

- 託児ケア者と分かるようにする（エプロンなど）。
- 受付で託児依頼組合員に子どもの状況を記入した「エコぴょん託児受付票」を提出してもらい、申し伝え内容に注意して託児し、託児終了後依頼者へ返却する。
- 託児ケア代表になった人は、エコぴょん託児の申請書を記入する。

託児グループは登録制です。
メンバーは全員エコロ共済加入が条件です。
託児グループの連絡係としてコーディネーターを1名置き、メンバーとコーディネーターの登録を毎年行います。

託児ケア者

お子さんを預かる人

託児依頼者

託児を依頼する人

託児グループ

エコロ共済加入組合員
同士が作る託児者の
グループで登録制です。

※エコぴょん託児（集団託児）
について興味がある方は本部
にお問合せ下さい。



エコぴよん託児の利用方法 (託児申込みから託児まで)

今度の学習会
行ってみたいな

託児付だから
行こうよ!

Aさん

子ども小さい...
エコロ入ってないし...

当日加入しても
いいんだって.

Bさん

〇〇学習会に
参加しませんか

↓

託児(要)

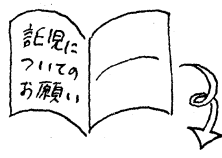
- *エコロ共済
加入済/当日加入
- *託児ケア者に伝えて
おきたいこと
(アレルギーのことなど)
について記入して下さい

主催者は...

『託児依頼表』
に記入して、託児
コーディネーター
に依頼します。

↓

エコロガイド
P.20をよ〜く読み、
コピーして記入します



当日

こんにちは〜

受付

エコぴよん託児に
ついてのお願い

↑

記入して当日提出

エコぴよん託児受付票

| | |
|--|--|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

※エコロ共済未加入の方は
当日加入用紙を提出

おねがいします

★食べ物は、白おにぎりまたは容器入り
の白ごはん(お米のみ。雑穀は×)と
お茶または水にして下さい。アレルギー
のあるお子さんもいるため

子どもが
熱を出した
ので...

* 当日の急な欠席は
必ず主催者まで!

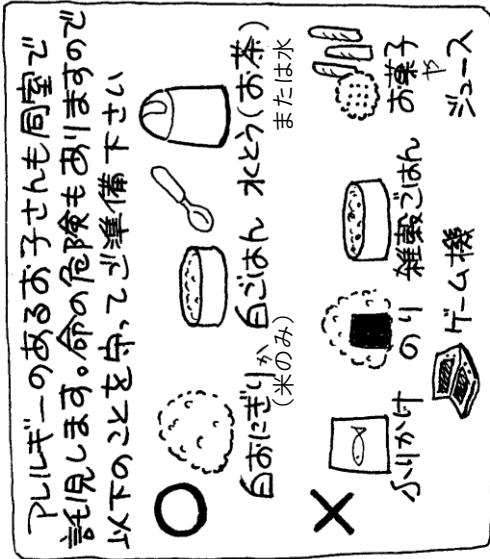
企画名： 月 日 () 開催

エコびよん託児についてのお願い

生活クラブ生協 単協地域福祉委員会

1. アレルギーなど重要なお知らせ事項があるときは、事前に主催者に連絡下さい。

2. 持ち物



その他持ち物

- ☆おしぼり
- ☆着替え(パンツ・おむつ多めに)、帽子(夏季)・防寒服(冬季)
- ☆ハンカチ、ハナカミ、ウエットティッシュ、ビニール袋(汚れ物入れ)
- ☆おむつ替えをする子・・・シートまたはタオル
- ☆昼寝をする子・・・バスタオル

※おにぎり、水とうは兄弟別々に用意して下さい

※おにぎりは午前中だけで終わる会議(行事)の場合もお持ちください。おやつ代わりに使用します。

※母乳、粉ミルクはお母さんからあげるようにしてください。

3. 全ての持ち物に大きく名前を記入して下さい。

4. 当日 * お子さんを預ける時、エコびよん託児受付票(右記)を託児者にお渡し下さい。

* お子さんの体調が悪い場合(発熱など)、託児ができません。

* 託児は終了予定時間で終了しますので、終了予定時間になったら必ずお子さんを迎えに来てください。

5. 欠席の連絡 必ず主催者まで事前にお願ひいたします。

やむをえない当日の遅刻欠席は、速やかに主催者に連絡して下さい。

6. 連絡先 名前 ()
電話番号 ()

・ 専門家ではなく、同じ立場の組合員が行なう託児です。お子さんにとって無理のない託児を考えています。お子さんの状態によっては託児を中止することもありますのでご了承ください。

エコびよん託児受付票

※こどもの様子を記入して当日託児ケア者にお渡しください。

| | | |
|--|-------------------|---------------------------|
| 日 ち | 月 | 日 |
| 保護者氏名 (組合員コード) | () | () |
| エコロ共済の加入 | 加入済・当日加入・加入済(待機者) | |
| こどものなまえ (ひらがな) (こどもの呼び方) | () | () |
| こどもの性別・年齢 | 男・女 | () 年 () 月 () 日 |
| こどもの 日常の ようす (項目に○) | 食べ物 アレルギー | ・なし ・あり (食品名) |
| | トイシは 一人で | ・できる ・できないーパンツ ーおむつ |
| 今朝の便通 | あり ・ なし | |
| 好きな遊び | | |
| その他の留意事項 (アレルギーなど、様子で 知らせしておきたいこと) | | |

(ケア者記入欄)

保護者の方へ
の連絡

託児依頼者

託児ケア者

託児依頼者

2024.9

申請書A-1

エッコロ共済 給付申請書
《組合員活動保障 1 組合員活動を支えるためのケア》

受付番号

生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

ケア報告・請求明細

| 回数 | 事由発 生日 | エンジェルズ 利用レ | 組合員コード | ケア者 | | ケア理由 (何のために) | ケア内容 (何のケアを) | ケア時間 | | ケア 金額 |
|--|-----------|---------------|----------|-------|--|-----------------|-----------------|---------------|---------------|----------|
| | | | | 氏名 | | | | 2 時間 以内 | 2 時間 以上 | |
| 例 | 10/1 | レ | 00123456 | 生活ハナ子 | | 委員会 | 託児 | ✓ | | 900 |
| 1 | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | |
| 3 | | | | | | | | | | |
| 4 | | | | | | | | | | |
| 5 | | | | | | | | | | |
| ※ケア内容…託児、家族の世話、家事援助等を記入 1ケア 2時間まで600円 2時間超 800円 | | | | | | | 請求額合計 | | | |
| ※エンジェルズを利用した場合、上記に+300円 | | | | | | | | | | |

| 延長保育補助申請明細(委員会活動時) ※領収書等添付 600円までの実費 | | | | 活動証明者記入欄 |
|---|--|---------|--|----------|
| 日付 | | 延長保育依頼先 | | 氏名 |
| ケア理由 | | 請求額 | | |

| ■事務局記入欄 | | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
|---------|---|-------|--|----------|----------|
| 受付日 | / | 受付者 | | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

エコロ共済 給付申請書
《組合員活動保障 2 組合員活動のため車を乗り合わせてきたとき》
 生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

ケア報告・請求明細

| 回数 | 事由 発生日 | 主催者 | 企画 | 会場 | 片道/往復 | ケア者(運転者) | | ケア 金額 |
|--|-----------|-------|-----|---------|--|--------------|--------|----------|
| | | | | | | 組合員コード | 氏名 | |
| 例 | 10/1 | 〇〇エリア | 展示会 | 名古屋センター | <input checked="" type="checkbox"/> 往路 | 00123456 | 生活 ハナヨ | 200 |
| 1 | | | | | <input type="checkbox"/> 往路 <input type="checkbox"/> 復路 | | | |
| 2 | | | | | <input type="checkbox"/> 往路 <input type="checkbox"/> 復路 | | | |
| 3 | | | | | <input type="checkbox"/> 往路 <input type="checkbox"/> 復路 | | | |
| 4 | | | | | <input type="checkbox"/> 往路 <input type="checkbox"/> 復路 | | | |
| 5 | | | | | <input type="checkbox"/> 往路 <input type="checkbox"/> 復路 | | | |
| 片道…1ケア(200円)、往復…2ケア(400円) ▼組合員活動かどうかで区別します。 ※展示会に委員、スタッフとして出席の場合は対象 ※展示会、陽だまりカレッジへの参加は対象外 | | | | | | 請求額合計 | | |

| | | | | | |
|---------|---|-------|--|----------|----------|
| ■事務局記入欄 | | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
| 受付日 | / | 受付者 | | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

エコロ共済 給付申請書
《共同購入活動保障 1消費材の破損・盗難、3荷受け場所での消費材破損あとの始末》
 生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

1. 消費材の破損・盗難

| | | | | | |
|---|--|---------------------------------|----|------|----|
| 事由発生日時 | 20 年 月 日 時頃 | 被害発生場所 | | | |
| センター連絡日 | 月 日 | 「盗難」「破損」は原則3日以内（土日を跨ぐ場合はその翌日まで） | | | |
| 保管状況、および 被害発生時状況 | 日 時頃発見（盗難の補償は、配達当日9時までに発見）*欠品情報に留意してください | | | | |
| 再発防止策 | | | | | |
| 被害品目 (他の用紙に記載可) | 消費材名 | 数量 | 単価 | 税込金額 | 備考 |
| | | | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | |
| | | | 円 | 円 | |
| | (集金明細または配達明細表添付) | | | 計 | 円 |
| ※被害実額:100円~50,000円/年3回まで ※「集金明細表」または「配達明細表」要添付(コピーも可) | | | | | |

2. 荷受け場所での消費材の破損あと始末

| | | | |
|---|--|--------|------|
| 事由発生日時 | | 荷受先組合員 | |
| 被害品目 | | 組合員コード | |
| 被害発生状況 (自然破損は対象外) | | ケア金 | 300円 |
| ※年3回まで (荷受け先組合員、破損した組合員どちらもエコロ共済加入者に限る) | | | |

| | | | | |
|---------|---|-------|----------|----------|
| ■事務局記入欄 | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
| 受付日 | / | 受付者 | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

申請書B-2

受付番号

エコロ共済 給付申請書

《共同購入活動保障 4-1 消費材配達ケア、4-2 受け取り困難な人への消費材配達ケア、5 手助けが必要な加入者への消費材申込サポートケア》

生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

事由発生報告

| | | |
|--|---------------------------------------|--|
| 事由 <input checked="" type="checkbox"/> 該当項目 | 4-1 | <input type="checkbox"/> ① 組合員活動中 |
| | | <input type="checkbox"/> ② 本人・家族の療養・出産（妊娠から子ども1歳未満まで） |
| | | <input type="checkbox"/> ③ 葬儀後（2週間） |
| | | <input type="checkbox"/> ④ 住宅災害（生活保障7でケア対象とする災害） |
| | | <input type="checkbox"/> ⑤ 消費材受け取り困難時（帰省・旅行・仕事など）班、ペア個配受け取り忘れのときの預かり |
| | 4-2 | <input type="checkbox"/> ① 家族の介護を行うとき |
| | | <input type="checkbox"/> ② ハンディキャップを伴うとき（障がい・慢性的な病気） |
| 5 | <input type="checkbox"/> ③ 高齢者（65歳以上） | |
| <input type="checkbox"/> 手助けが必要な加入者への消費材申込サポート | | |

※4-1 ⑤年3回まで、利用日ごとに用紙に記入
 ※6 高齢（65歳以上）、障がいのある加入者の消費材申込サポート、外国の方で日本語の読解が難しい場合、新加入者が注文（ネット注文含む）の仕方を教えてもらったとき（加入2か月以内）

ケア報告・請求明細

| | 事由 発生日 | ケアの具体的な内容 | ケア者 | | ケア金額 |
|--|-----------|---------------------|--------------|-------|------|
| | | | 組合員コード | 氏名 | |
| | 10/1 | 委員会時に自宅に消費材を届けてもらった | 00123456 | 生活ハナ子 | 400円 |
| 1 | | | | | |
| 2 | | | | | |
| 3 | | | | | |
| 4 | | | | | |
| 5 | | | | | |
| ※4-1 400円/回(年12,000円限度) ※4-2 300円/回(年15,000円限度*4-1とあわせて) ※5 300円/回(年12,000円限度) | | | 請求額合計 | | |

| | | | | |
|---------|---|-------|----------|----------|
| ■事務局記入欄 | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
| 受付日 | / | 受付者 | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

事由発生報告

| | | |
|--|---|---|
| 事由発生日 | | 月 日 () |
| 事由 <input checked="" type="checkbox"/> 該当項目 | 1 | <input type="checkbox"/> 加入者本人の出産前後のケア (妊娠から子ども1歳未満まで) |
| | 2 | <input type="checkbox"/> 加入者本人が不慮の事故・病気で入院・通院・在宅療養したとき |
| | 3 | <input type="checkbox"/> 加入者の家族が不慮の事故・病気で入院・在宅療養したとき、家族の介護をしたとき |
| | 4 | <input type="checkbox"/> 加入者の家族が亡くなったとき、加入者が葬儀に出席するときのケア |
| | 5 | <input type="checkbox"/> 学校の活動に参加するためのケア (年8回まで、利用日ごとに用紙に記入) |
| | 6 | <input type="checkbox"/> リフレッシュケア (年12回まで、利用日ごとに用紙に記入) |
| | 7 | <input type="checkbox"/> 日常生活上、困ったときのサポートケア |

ケア報告・請求明細

| 事由発生日 | エンジェルズ 利用レ | ケアの具体的な内容 | ケア時間 | | ケア者 | | ケア金額 |
|---|---------------|------------|-------|-------|----------|-------|------|
| | | | 2時間以内 | 2時間以上 | 組合員コード | 氏名 | |
| 10/1 | レ | 出産後の子どもの世話 | | レ | 00123456 | 生活ハナ子 | 900円 |
| 1 | / | | | | | | |
| 2 | / | | | | | | |
| 3 | / | | | | | | |
| 4 | / | | | | | | |
| 5 | / | | | | | | |
| ※ケア内容は付き添い(話し相手)、家事援助、家族の世話、託児等記入 1ケア 2時間まで600円 2時間超 800円 ※エンジェルズを利用した場合、上記に+300円 | | | | | | 請求額合計 | |

| | | | | |
|---------|---|-------|----------|----------|
| ■事務局記入欄 | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
| 受付日 | / | 受付者 | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

《健康推進・出産祝・節目記念 1 健康診断、がん検診を受けたときの補助、2 出産祝》
生活クラブ生活協同組合御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします

| | | | |
|--------|----------|------------------|--|
| 記入日 | 20 年 月 日 | | |
| 組合員コード | | エリア名 | |
| フリガナ | | ※班の組合員の方 班コード | |
| 組合員名 | | 連絡先電話番号 | |

①健康診断・がん検診を受けたとき(自己負担補助)

| | |
|---------|---|
| 検診日 | 20 年 月 日 (4月～翌3月中の健診・5月末までに提出されたものを受理) |
| 検診内容 | |
| 検診時支払金額 | 円 |
| 補助請求金額: | 円(上限600円) |
| | ※添付書類 医療機関の領収書、レシート等の支払金額の証明書類(コピー可) |

②出産祝

| | |
|--------------------|----------------------------------|
| 出産日 | 20 年 月 日 (1歳の誕生日の前日まで提出されたものを受理) |
| 子どもの名まえ | |
| 出産祝セット 2,000円相当 | ・洗濯用液体せっけん、固型石けん、木のおもちゃ、冊子 |

| | | | | |
|---------|---|-------|----------|----------|
| ■事務局記入欄 | | | 給付日 | 20 年 月 日 |
| 受付日 | / | 受付者 | 【審査不可理由】 | |
| 給付額 | 円 | 共済事務局 | | |

【個人情報の取り扱いに関する事項】

事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロ共済の適切な運用をはかるために活用させていただきます。



エコロ共済加入申込書

単協地域福祉委員会御中

申込日 年 月 日

| | | |
|------|--------|-------|
| エリア名 | 組員コード: | 班コード: |
| フリガナ | | |
| なまえ | | |
| 連絡先 | | |

- ・エコロ共済掛金は1か月100円です。うち20円はエコロファンドあいちに基金として積み立てます。
- ・前払いのため、翌月の初回引落のみ併徴(200円)となります。
- ・センターに提出した翌日午前0時より効力が発効します。
- ・契約期間は、4月1日から翌3月31日までの年契約です。中途解約はできません。

| センター | | 本部 | | 入力確認 |
|----------|--|----|--|------|
| 20 年 月 日 | | | | |



エンジェルズエントリー用紙

単協地域福祉委員会御中

申込日 年 月 日

| | | | |
|---------------------------------|---|-------|-----|
| エリア名 | | | |
| | 組員名 | 組員コード | 連絡先 |
| 個人でもグループとしても記入し、エントリーすることができます。 | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 代表者もしくは個人のアドレス | | | |
| 対応できる小学校区 | 市(町) | 小学校区 | |
| Zoom環境 | <input type="checkbox"/> 通信できる <input type="checkbox"/> できない <input type="checkbox"/> できないが、教わりたい | | |

- ※基本、3人以上の「エンジェルズ」としてグループ登録します。(1人はコーディネーター)
- ※エンジェルズを始めるのに、特別な資格、技能は要りません。
- ※依頼を受けても、無理な場合は、お断りをしてもいい...という前提の相互ケアのしくみの一環です。

| | | |
|-------|---------|-----|
| 本部事務局 | 地域福祉委員会 | エリア |
| / | / | / |

<生活クラブエッコロ共済制度規約>

第一章 総 則

(目的)

第1条 生活クラブエッコロ共済制度(以下共済という)は生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 活動内容は生活クラブエッコロ共済制度規約に基づき、加入者から掛金を受取り、共済期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うエッコロ事業とします。

1. 組合員活動保障

- (1) 活動中の組合員活動を支えるときのケア
- (2) 組合員活動のため車を乗り合わせたときのケア
- (3) 託児グループ、もしくは、有料託児団体による活動時の託児(エコピョン託児)ケア
- (4) 活動中に加入者及び同行の家族が不慮の事故により入院したときのケアと給付金
- (5) 活動中に加入者及び同行の家族が不慮の事故により通院・在宅療養したときのケアと給付金
- (6) 活動中の自動車・バイク・自転車の盗難の補償
- (7) 活動中に自動車事故(自損事故)で修理代がかかったとき(バイク・自転車事故も含む)の補償

2. 共同購入活動保障

- (1) 配達当日の消費材の破損・盗難の補償
- (2) 共同購入備品等の盗難・破損の補償
- (3) 荷受場所での消費材の破損の後始末の保障
- (4) 組合員活動中の消費材の授受のケア
- (5) 本人及び家族が病気療養中の消費材の授受のケア
- (6) 本人が家族の介護を行う時の消費材の授受のケア
- (7) 本人が出産する時の消費材の授受のケア
- (8) 本人及び家族の葬儀の時の消費材の授受のケア
- (9) 本人がハンディキャップ(障がい・慢性疾病)をもつ場合の消費材の授受のケア
- (10) 65歳以上の加入者の消費材の授受のケア
- (11) 加入者が居住する住宅の災害時の消費材の授受のケア
- (12) 受取り困難時・班荷受での取忘れ時の消費材の授受のケアを受けたときのケア
- (13) 手助けが必要な加入者への消費材申込みサポートのケア
- (14) 個配組合員スタート時の受取容器代補助
- (15) 新班結成時の受取容器代補助

3. 生活保障

- (1) 加入者が不慮の事故病気で入院・通院・在宅療養したときのケア
- (2) 家族の入院及び在宅療養で加入者が付き添い、介助などをするときのケア
- (3) 加入者が家族の介護をするときのケア
- (4) 加入者が出産をするときのケア
- (5) 加入者の家族が亡くなったときのケア
- (6) 加入者が葬儀に出席するときのケア
- (7) 学校行事(保育園・幼稚園を含む)に参加するためのケア
- (8) 子育て中、もしくは、介護中の加入者のためのケア、ハンディキャップをもつ加入者本人、および、ハンディキャップのある家族をもつ加入者へのケア(リフレッシュケア)

- (9) 加入者が居住する住宅の災害時のケア
- (10) 日常生活上、困ったときのサポートケア
- (11) オンラインを利用したケア・サポート

4. 健康推進・出産祝・節目祝

- (1) ガン検診・健康診断の補助
- (2) 出産祝
- (3) 節目記念

(エッコロ共済の管理・運営)

第3条 共済制度の自律的かつ円滑な運営を図るために「単協地域福祉委員会」を設置します。

2 100円のうち20円をエッコロファンドあいちとして積み立て、生活クラブ地域福祉政策の具体化に活用します。

(単協地域福祉委員会の議決事項)

第4条 単協地域福祉委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) 共済事由発生処理に関する事項
- (2) 共済制度内容の検討に関する事項
- (3) 共済事業案の策定に関する事項
- (4) その他共済制度運営上必要とされる事項

第二章 共 済 契 約

(加入者の範囲)

第5条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とします。

(加入手続き)

第6条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第7条 共済掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

2. 共済掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第8条 共済効力の開始は申込みが受理された翌日よりとします。

(共済金の受取人)

第9条 共済金の受取人は加入者本人とケア者とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げるものとし、その順位は各号の順にします。

- (1) 加入者の配偶者
- (2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(共済期間)

第10条 共済期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、共済期間の途中における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第11条 加入者は共済契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更
- (3) 加入者の班またはエリアの変更

(契約の消滅)

第12条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払込み猶予期間および失効)

第13条 共済掛金の払込み猶予期間は、払込期日の翌日から3か月とします。

2. 払込みの猶予期間が過ぎても、なお共済掛金が払込まれない場合、共済契約は、払込期日の翌月零時にさかのぼって失効します。但し、理事長があらかじめ事実関係の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

第三章 共済掛金の種類及び共済金の支払い (事由発生時の報告)

第14条 加入者またはその家族は共済事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続きをとるものとします。

(共済金の支払請求)

第15条 共済事由が発生したときは、その発生日から60日以内に支払請求書と細則に定める添付書類を提出し、共済金の支払いを請求するものとします。

2. 共済金の受取人が共済金の請求手続を事由発生から1年間怠ったとき、生協は共済金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(共済金の支払)

第16条 共済金は事由発生を規約および細則にそって単協地域福祉委員会が審査し、単協地域福祉委員会が支払うものとします。

(調整)

第17条 共済金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じたときは単協地域福祉委員会において調整するものとします。

第四章 共済の実施方法

(細則)

第18条 生協はこの規約に定めるもののほか、共済活動のための手続き、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則)

第19条 この規約は2000年4月1日より施行するものとします。

2. この規約の改廃は生協の総代会において行うものとします。

3. この改正規約は2001年4月1日より施行するものとします。

4. この改正規約は2004年10月1日より施行するものとします。

5. この改正規約は2007年4月1日より施行するものとします。

6. この改正規約は2010年10月1日より施行するものとします。

7. この改正規約は2012年10月1日より施行するものとします。

8. この改正規約は2015年10月1日より施行するものとします。

9. この改正規約は2017年10月1日より施行するものとします。

10. この改正規約は2019年10月1日より施行するものと

11. この改正規約は2021年10月1日より施行するものと

ます。

12. この改正規約は2024年10月1日より施行するものとします。

<生活クラブエッコロ共済制度細則>

(総則)

第1条 生活クラブエッコロ共済制度規約(以下規約という)第18条に基づき、共済制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する親族と別居の2親等以内の親族とします。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、倉庫、その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下の通りとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災および火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他単協地域福祉委員会が特に認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法に定める病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院を繰り返しても一事由とします。

(在宅療養の範囲)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(共済期間をまたがる事由の取扱)

第7条 事由が共済期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の共済期間に通算するものとします。

| | |
|---|--|
| <p>(組合員活動の定義)</p> <p>第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、展示即売会、キャラバン、説明会、チラシ配布、班会、地域及びテーマ両コミュニティ活動、委員会等への出席、共同購入品の仕分け作業、学習会・研修会への参加、生産者交流会など生協主催の行事や生協運営に関わる活動に参加することとします。</p> <p>(共済掛金の払込方法)</p> <p>第9条 規約第7条の共済掛金の払込方法は、毎月度の共同購入品代金の支払いと同一の方法で払込むものとします。</p> <p>(解約方法)</p> <p>第10条 規約第10条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを2月までに提出することとします。</p> <p>2. 解約を申し出ない場合は、共済契約はさらに1年間継続するものとします。</p> <p>(保障内容)</p> <p>第11条 規約第2条に規定する「共済期間中に発生した各事由に対する保障内容」および規約第15条に規定する「支払請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。</p> <p>(ケアおよびケア者の定義)</p> <p>第12条 「ケア」とは日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。</p> <p>(附則)</p> <p>第13条 この細則は2000年4月1日から施行するものとします。</p> <p>2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。</p> <p>3. この改正細則は2001年4月1日から施行するものものとします。</p> <p>4. この改正細則は2002年4月1日から施行するものものとします。</p> <p>5. この改正細則は2004年10月1日から施行するものものとします。</p> <p>6. この改正細則は2007年4月1日から施行するものものとします。</p> <p>7. この改正細則は2009年4月1日から施行するものものとします。</p> <p>8. この改正細則は2010年10月1日から施行するものものとします。</p> <p>9. この改正細則は2019年10月1日から施行するものものとします。</p> <p>10. この改正細則は2021年10月1日から施行するものものとします。</p> <p>「生活クラブ地域福祉政策推進基金 エッコロファンド あいち」運営管理規定</p> <p>第1条 (目的)</p> <p>地域福祉政策推進基金は、生活クラブ生協が地域福祉政策に基づいて行う活動、および単協事業の創設、推進および運営に関わる費用として活用することを目的とする。</p> | <p>第2条 (名称)</p> <p>この基金の名称を「生活クラブ地域福祉政策推進基金エコロファンドあいち」とし、略称を「エコロファンドあいち」とする。(以下エコロファンドあいち)</p> <p>第3条 (徴収と管理)</p> <p>エコロ共済加入者より集金する毎月の掛け金100円より20円をエコロファンドとして積み立て、生協会計のなかで区分して管理する。</p> <p>第4条 (使途)</p> <p>エコロファンドの使途は、生活クラブの地域福祉政策に基づいて行う「地域福祉・まちづくり活動、および、単協事業」に限定した活用とするものとする。</p> <p>(1) 地域福祉・まちづくり活動、および、単協事業における設備投資</p> <p>(2) 地域福祉・まちづくり活動、および、単協事業における初期費用</p> <p>(3) 地域福祉・まちづくり活動、および、単協事業の継続に要する費用</p> <p>(4) 地域福祉・まちづくり活動、および、単協事業化のための調査等の費用</p> <p>(5) 広報活動</p> <p>(6) その他</p> <p>第5条 (管理責任と運営)</p> <p>エコロファンドあいちの管理・活用の責任は生活クラブ生協愛知理事会在が負うものとする。日常運営は理事会が指定する専門委員会「単協地域福祉委員会」に委任する。また、理事会在は毎年度の総代会において基金の管理運営状況について報告し、承認を受けるものとする。</p> <p>第6条 (単協地域福祉委員会の役割)</p> <p>理事会より委任を受けた単協地域福祉委員会は以下の役割を担うものとする。</p> <p>(1) ファンド積み立て目標の決定、推進を担うとともに月次のファンド在高報告を確認する。</p> <p>(2) 基金の使用に関する詳細検討、および、理事会への提案を行う。</p> <p>(3) 使途の報告を受け確認し、理事会に報告する。</p> <p>第7条 (情報の公開)</p> <p>基金の運営の公開性を図るために、広報活動に努めるものとし、理事会より委任を受けた単協地域福祉委員会は有効な広報活動を計画し、理事会への提案を行う。</p> <p>第8条 (収支報告)</p> <p>収支報告は月次または年度で行う。</p> <p>第9条 (規定の改廃)</p> <p>この規定の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとする。</p> <p>第10条 (雑則)</p> <p>この規定に定めるものの他、必要な事項については理事会での議決による。</p> <p>第11条 (付則)</p> <p>この規定は2024年10月1日から施行するものとする。</p> |
|---|--|

協同組合のアイデンティティに関するICA声明

1995.9.23 ICA全体総会で決定

| | |
|------|--|
| 定義 | 協同組合は、共同で所有し、民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人々の自治的な組織である。 |
| 価値 | 協同組合は、自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を信条とする。 |
| 原則 | 協同組合原則は、協同組合がその価値を実践に移すための指針である。 |
| 第1原則 | 自発的で開かれた組合員制 協同組合は、自発的組織である。協同組合は、性別による、あるいは社会的・人種的・政治的・宗教的な差別を行わない。協同組合は、そのサービスを利用することができ、組合員としての責任を受け入れる意志のあるすべての人々に対して開かれている。 |
| 第2原則 | 組合員による民主的管理 協同組合は、その組合員により管理される民主的な組織である。組合員はその政策決定、意志決定に積極的に参加する。選出された代表として活動する男女は、組合員に責任を負う。単位協同組合では、組合員は（一人一票という）平等の議決権をもっている。他の段階の協同組合も、民主的方法によって組織される。 |
| 第3原則 | 組合員の経済的参加 組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。その資本の少なくとも一部は通常、協同組合の共有財産とする。組合員は、組合員として払い込んだ出資金に対して、配当がある場合でも通常制限された率で受け取る。 組合員は、剰余金を次の目的の何れか、またはすべてのために配分する。 ・準備金を積み立てることにより、協同組合の発展のため、その準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとする。 ・協同組合の利用高に応じた組合員への還元のため ・組合員の承認により他の活動を支援するため |
| 第4原則 | 自治と自立 協同組合は、組合員が管理する自治的な自助組織である。協同組合は、政府を含む他の組織と取り決めをおこなったり、外部から資本を調達する際には、組合員による民主的管理を保証し、協同組合の自主性を保持する条件においておこなう。 |
| 第5原則 | 教育、訓練および広報 協同組合は、組合員、選出された代表、マネージャー、職員がその発展に効果的に貢献できるように、教育訓練を実施する。協同組合は、一般の人々、特に若い人々やオピニオンリーダーに、協同組合の特質と利点について知らせる。 |
| 第6原則 | 協同組合間協同 協同組合は、ローカル、ナショナル、リージョナル、インターナショナルな組織を通じて協同することにより、組合員に最も効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する。 |
| 第7原則 | コミュニティへの関心 協同組合は、組合員によって承認された政策を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する。 |

生活クラブ 福祉・たすけあい 8原則

1 多様性

一人ひとりがちがいを認めあいながら、
対等につながり、よろこびを
分かち合える社会をめざします。



2 尊厳の尊重

生まれた時から最期の一日まで、
誰もがその人らしく
安心して暮らせる
地域をつくります。



3 参加型社会

子育て、介護、社会的孤立を
地域全体の課題と考え、
お互いにたすけあう参加型の
しくみをつくります。



4 働きがいのある 人間らしい仕事

生活と仕事が調和し、
社会を豊かにする
多様な働き方・働く場を
つくります。



5 居場所づくり・ 役割づくり

あらゆる人が、
心おだやかに楽しく過ごせる
居場所づくり・役割づくりを
すすめます。



6 子育て支援

子どもが笑顔で暮らせるように、
地域全体で、
子ども支援・親支援に
取り組みます。



7 介護支援

介護する人・受ける人がどちらも、
安心して毎日を過ごせるよう
サポートします。



8 社会的孤立 への支援

貧困と孤立を見逃さず、
寄り添い、伴走することで
自立を後押し
します。



生活クラブ生活協同組合

| | センター/本部 | 電話 | FAX |
|-----------------|---------|--------------|--------------|
| 消費材の盗難・破損 受付 | 名古屋センター | 052-899-0801 | 052-899-0802 |
| | 尾張旭センター | 0561-55-3611 | 0561-55-3612 |
| | 豊田センター | 0565-28-8345 | 0565-28-8353 |
| | 岡崎ひだまり館 | 0564-73-2767 | 0564-73-2768 |
| | 豊橋センター | 0532-65-9750 | 0532-62-7222 |
| エンジェルズ窓口 | 本部 | 052-899-0770 | 052-899-0802 |

発行:生活クラブ生協(愛知) 単協地域福祉委員会
名古屋市天白区野並1-120
ホームページ <https://aichi.seikatsuclub.coop/>